

## 「県庁周辺エリアアイデアコンペ」協賛募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、富山県が主催する「県庁周辺エリアアイデアコンペ」（以下「アイデアコンペ」という。）企画の趣旨に賛同し、協賛の応募があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

### (協賛)

第2条 この要項において協賛とは、企業・団体・個人（以下「企業等」という。）が富山県に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛 富山県が主催するアイデアコンペに要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) その他協賛 前号のほか、富山県が特に認めるもの

2 協賛金の提供については、原則として、10万円を1口とする。

### (協賛の募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、この要項の施行の日から令和6年11月15日までとする。

### (申込条件)

第4条 申込条件は、次の各号に合致する企業等とする。

- (1) 当該事業の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある企業等でないこと
- (2) 法令又は公序良俗に反する場合、又は社会的に非難を受けるおそれのある企業等でないこと
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれのある企業等でないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの関係者と密接に関わりを持つ企業等でないこと。
- (5) その他、県が適当でないと認めた企業等でないこと。

### (協賛特典)

第5条 協賛者は、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 当該事業の公式ウェブサイト、企業等のロゴマークとホームページリンクの掲載
- (2) 発表会会場等での協賛者の紹介
- (3) 協賛者による本事業に協賛している旨の表示

(4) 応募作品の発表会における特別観覧

(協賛手続き)

第6条 協賛に係る手続きは、次のとおりとする。

(1) 協賛の応募方法

協賛を希望する者は、当該事業の公式ウェブサイトの協賛応募専用フォームに必要な事項を入力して送信する。

(2) 協賛の受け入れ

県は申込者と調整した後、協賛受け入れの可否や納付方法等について連絡する。

(3) 協賛として受け入れられないもの

次のいずれかに該当する場合、県は協賛を受け入れられないものとする。

ア 本事業の趣旨に反すると認められるもの

イ 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの

ウ 政治活動、宗教活動等にあたりと認められるもの

エ その他、県が適当でないとするもの

(協賛金の返還)

第7条 協賛者が、自己の都合により協賛を取り下げる場合、納付済みの協賛金は原則として返還しない。ただし、協賛者の責めに帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金の未使用分を当該協賛者に返還する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項に関しては、富山県経営管理部行政経営室県有財産活用推進課長が定める。

附 則

この要項は、令和6年9月19日から施行する。